



令和5年度 久留米市教育委員会職員採用選考案内

【任期付短時間勤務職員(スクールソーシャルワーカー)】

《任期付短時間勤務職員とは》

任期の定めのある久留米市の一般職の職員で、給料のほか期末勤勉手当や通勤手当などが支給される非常勤(週30時間勤務)の職員です。

1 職種及び採用予定人数

職種	主な勤務箇所	職務内容	採用予定人数
事務職	教育部 学校教育課	小中学校等での、様々な困りごとを有する児童生徒や保護者等の相談に応じ、関係機関と連携して対応するなどの業務及び職務内容に関する企画・立案・庶務などの業務に従事します。	1人程度

(1) 久留米市が職員採用試験を同日に実施する他の試験区分との併願はできません。

(2) 採用予定人数に達するまで募集を継続します。

2 応募資格

職種	応募資格
事務職	スクールソーシャルワーカー(社会福祉士・精神保健福祉士) 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する人

(1) 久留米市嘱託職員・任期付非常勤職員・任期付職員・任期付短時間勤務職員・会計年度任用職員として過去に勤務したことがある人も受験できます。ただし、任期付短時間勤務職員として現在勤務する人で、令和5年度に任期を有する人は受験できません。

(2) 最終合格者には、免許・資格を有することを証明する書類(免許状の写し、資格証明書、成績証明書)を提出していただきます。受験資格に係る証明ができなかった場合等は、採用されません。

(3) 上記の応募資格があっても、地方公務員法16条各号のいずれかに該当する人は、申込できません。

① 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

② 久留米市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(4) 国籍を問いません。日本国籍を有しない人の受験資格等の詳細についてはお尋ねください。

3 選考の日程及び方法

選考方法	内容
書類審査 (事前提出)	申込時に提出された資格経歴等審査書により、職務に関する専門的な知識経験、表現力、企画力について審査するものです。
面接試験 (15分程度)	面接を通じて職員としてふさわしい人物かどうかを判定します。また、面接の中で申込時に提出された資格経歴等審査書の内容や職種に関する専門的知識等について質疑応答を行います。

4 応募手続

- (1) 応募書類を提出する前に必ず電話または E メールにて教育部総務までご連絡いただき、募集中であることを確認ください。
- (2) 次の書類を持参または郵送により提出してください。

(応募書類は、久留米市の公式ホームページからもダウンロードできます。)

- ① 選考申込書 (要写真張り付け)
- ② 資格経歴等審査書
- ③ 受付番号票

※上記3点の書類は全て本人により手書きしてください。

【持参する場合】

久留米市教育委員会教育部総務 (久留米市役所 17階) に持参

【郵送する場合】

封筒の表に「選考申込」と朱書きし、裏に申込書の住所・氏名を明記したうえで、久留米市教育委員会教育部総務あてに、必ず特定記録または簡易書留で郵送してください。

(特定記録または簡易書留によらない場合の事故については責任を負いません。)

受付番号票は63円の郵便はがきの裏に貼付し、表に受付番号票の送付先となる申込者の住所、氏名を記入してください。

5 試験日程

試験日程は、申込者の都合等を考慮しながら設定します。

6 給与及び主な勤務条件等

種 類	内 容
給 与	(月額) 169,703円 諸 手 当 : 期末勤勉手当 (4.40月分)、通勤手当、時間外勤務手当等あり (年額) 1年目 : 252万円程度、2年目以降 : 278万円程度
勤務時間	1日6時間 (10時15分から17時15分まで)、週5日、週30時間
休 日 等	原則として、土曜日・日曜日・祝日、年末年始
休 暇 等	年次有給休暇、特別有給休暇、介護休暇、育児休業等あり
社会保険	健康保険、厚生年金、雇用保険
任 期	採用日から令和6年3月31日までの間、任用されます。

(1) 上記金額は、給与改定等により変更になることがあります。

(2) 業務により公用車等を運転することがあります。

7 成績の開示

成績については、本人に限り開示の請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。

- ① 対 象 者 不合格者
- ② 請求方法 「受付番号票」、「本人であることを示す書類 (運転免許証等)」を教育部総務に持参してください。
- ③ 開示内容 総合得点を開示します。
- ④ 開示期間 各選考の結果発表の日から1ヵ月間

8 その他

この試験において提出される書類等は、一切返却できません。申込書等に含まれる申込者の個人情報については、採用選考以外の目的には一切使用しません。本人に限り開示の請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。

